



発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町2-7-5 (砂防会館内)  
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664

編集・発行人 大場真弥

印刷所 株式会社白橋印刷所

会員(定価1部100円) その他一般(定価1部150円)  
毎月1回15日発行

# 平成18年度 河川局関係予算(案)の概要 — 抜粋 —



千曲川(長野県飯山市地先)



信濃川(新潟県十日町市地先)

河川敷雪捨て場(北陸地方整備局提供)

## 目次

平成18年度河川局関係予算(案)の概要.....	2
--------------------------	---

# 平成18年度河川局関係予算(案)の概要

平成18年度予算案は、現在召集されている通常国会において審議されております。今冬は記録的な豪雪となり融雪災害も懸念されますし、景気回復を確実なものとするためにも年度内成立が望まれます。

国土交通省河川局関係予算(案)の概要につきまして、抜粋してご紹介いたします。

## 1. 平成18年度河川局関係予算の概要

- 気候変動の影響等により、集中豪雨等による被害が増加傾向にあり、今後さらに水害・土砂災害が増加するおそれ
- 限られた予算の中で最大限の効果を発揮すべく、人命・財産に甚大な影響を及ぼす被害を緊急的に解消するため、徹底した重点化により戦略的に水害・土砂災害対策等を展開
- ハード整備とソフト対策を組み合わせた水害・土砂災害対策、既存ストックの有効活用等、確実な成果が得られるよう、防災・減災対策を質的に転換  
《予算の重点化》
- ・ 床上浸水・土石流被害等人命や生活に深刻な影響を及ぼす被害の緊急軽減対策 1,689億円(1.12)
- ・ 土地利用・ソフト一体型水害・土砂災害対策 1,237億円(1.20)

### 1) 人命や生活に深刻なダメージを与える被害の緊急解消

重点4分野の目的を達成すべく、限られた投資余力の中で、増大する災害対策の必要性に効率的・効果的に対処するため、まずは深刻度の高い被害だけは早急に解消することとし、これまで以上に防災・減災対策を厳選して重点実施

- 床上浸水被害、土石流被害等の人命や生活に深刻な影響を及ぼす被害の緊急軽減対策を推進
- 人命被害に直結するほどの内水被害の解消を図る総合内水対策緊急事業の創設
- 津波による被害が想定される区域における河川堤防等の耐震対策を推進するための地震・高潮等対策河川事業の拡充
- ゼロメートル地帯等において、津波対策に加え高潮対策を推進する津波・高潮危機管理対策緊急事業の創設

### 2) 確実に減災効果を発現するための多様な手法の導入

これまでの画一的な手法にとらわれることなく、確実に人命・財産の安全を確保するための防災・減災対策を徹底して採用

- 土地利用の状況や計画と一体となった効率的・効果的な治水対策を推進する土地利用一体型水防災事業の創設
- 警戒避難体制と一体となった土砂災害対策の推進

のための砂防関係事業の採択基準改正

- 既設遊水地等の運用最適化のための施設改良事業の創設

- 利水容量の事前放流に伴う損失補填制度の創設

### 3) 地域の防災力(自助・共助)の再生を支援するソフト体制の確立

少子高齢化の進展等に伴う共助体制の弱体化や災害経験の減少に伴う危機意識の低下等を踏まえ、わかりやすい防災情報の確実な伝達等により地域の自助・共助の再生を支援

- 災害時の的確な行動に役立つ、洪水・土砂災害・津波等の各種ハザードマップの緊急的作成支援
- 画像情報等のわかりやすい防災情報の収集・伝達体制(地域防災情報ネット)の確立
  - ・ 光ファイバ網を市町村等に接続し、防災情報を双方向で収集・提供
  - ・ 画像等の提供情報のビジュアル化

### 4) 広域的な危機管理体制の確立

大規模な災害が発生した場合を想定し、円滑な復旧活動等が行えるよう統一的な指揮・命令系統での危機管理体制を早急に確立

- 災害時の資機材等の広域的な配備計画、行動計画の策定
- 配備計画にしたがって排水ポンプ車等災害対策用機械の配備
- 緊急時の情報収集体制の整備

5) 効率的・効果的な事業の実施等

厳選

- 的確な管理を行うための必要な管理レベルを定めた維持管理基準の策定
- 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業評価を徹底し、事業を

- 「国土交通省コスト構造改革アクションプログラム」に基づき、事業のスピードアップによる事業便益の早期発現や維持管理費の縮減等、総合的なコスト縮減対策を推進

2. 平成18年度河川局関係予算総括表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度		前 年 度		倍 率	
	事業費 (A)	国 費 (B)	事業費 (C)	国 費 (D)	事業費 (A/C)	国 費 (B/D)
国 土 基 盤 河 川	700,597	496,797	711,082	505,570	0.99	0.98
地 域 河 川	(378,859)	(201,288)	(409,911)	(217,581)	(0.92)	(0.93)
砂 防	336,981	179,354	367,866	195,364	0.92	0.92
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	(227,423)	(145,559)	(232,433)	(148,825)	(0.98)	(0.98)
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	226,613	145,136	231,835	148,508	0.98	0.98
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	(42,714)	(21,565)	(44,741)	(22,621)	(0.95)	(0.95)
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	42,462	21,439	44,619	22,560	0.95	0.95
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	(131,075)	(66,303)	(149,085)	(72,928)	(0.88)	(0.91)
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	128,171	64,778	146,755	71,763	0.87	0.90
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	37,280	25,013	39,181	25,818	0.95	0.97
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	1,446	1,446	1,448	1,448	1.00	1.00
小 計	(1,519,394)	(957,971)	(1,587,881)	(994,791)	(0.96)	(0.96)
小 計	1,473,550	933,963	1,542,786	971,031	0.96	0.96
(再 掲) 治 山 治 水	1,413,696	900,699	1,482,930	937,914	0.95	0.96
治 水	1,310,697	843,314	1,372,995	876,708	0.95	0.96
海 岸	37,280	25,013	39,181	25,818	0.95	0.97
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 等	65,719	32,372	70,754	35,388	0.93	0.91
都 市 水 環 境 整 備 事 業	59,854	33,264	59,856	33,117	1.00	1.00
特 定 治 水 施 設 等 整 備 事 業	45,844	24,008	45,095	23,760	1.02	1.01
住 宅 宅 地 基 盤 特 定 治 水 施 設 等 整 備 事 業	17,955	9,458	13,110	7,367	1.37	1.28
下 水 道 関 連 特 定 治 水 施 設 整 備 事 業	27,889	14,550	31,985	16,393	0.87	0.89
計	1,519,394	957,971	1,587,881	994,791	0.96	0.96
災 害 復 旧 関 係 事 業	60,686	50,602	61,490	49,847	0.99	1.02
災 害 復 旧	42,083	34,871	45,795	38,692	0.92	0.90
災 害 関 連	18,603	15,731	15,695	11,155	1.19	1.41
合 計	1,580,080	1,008,573	1,649,371	1,044,638	0.96	0.97

(注) 1. 国費には、前年度剰余金等として平成18年度には、14,162百万円、前年度には、10,440百万円を含む。  
 2. 各事業の額は、道路関係社会資本(事業費(平成18年度46,503百万円、前年度49,076百万円)国費(平成18年度25,400百万円、前年度26,600百万円))を含んだ額である。  
 3. 上段( )書は、特定治水施設等整備事業を含んだ場合の額である。  
 4. 「国土基盤河川」は一級河川(指定区間を除く)、指定河川及び権限代行区間の河川に係る事業である。「地域河川」は「国土基盤河川」及び「総合流域防災事業」以外の河川に係る事業である。  
 5. 「国土基盤河川」には建設機械整備費(事業費(平成18年度2,614百万円、前年度1,762百万円)国費(平成18年度1,500百万円、前年度1,033百万円))を含む。  
 また、事業費には本表の外に、特定事業先行調整費として平成18年度7,800百万円、前年度6,993百万円がある。

### 3. 河川行政の新たな展開

#### (1) 人命や生活に深刻なダメージを与える被害の緊急解消

近年の気候変動の影響等により、集中豪雨や台風等による災害が全国各地で多発している。

このような状況を踏まえ、人命被害や生活再建が容易でない壊滅的な被害を軽減する防災・減災対策を厳選して重点的に実施し、安全・安心が確保された社会を早急に構築することが必要である。

#### ○人命や生活に深刻な影響を及ぼす床上浸水・土石流被害等を緊急的に軽減

人命被害や元通りの生活を取り戻すことが容易でない壊滅的な被害をもたらす床上浸水や土石流等の被害を緊急的に軽減する対策を重点実施。

平成17年度には九州地方を中心に1,000ミリ以上の豪雨をもたらした台風14号等により、全国で床上浸水15,000戸以上、床下浸水13,000戸あまりの浸水被害が発生し、土砂災害による死者・行方不明者数は22名に上るなどの深刻な被害が発生。

- これらの災害に対する緊急対策として実施している激特事業、復緊事業等による再度の災害発生の防止対策、土砂災害発生地域における緊急軽減対策等に対する重点投資を実施

【床上浸水を緊急に解消すべき戸数】  
約9万戸 (H14) → 約6万戸 (H19)】

【土砂災害から保全される戸数】  
約120万戸 (H14) → 約140万戸 (H19)】

- 台風14号による土砂災害における犠牲者の約7割は災害時要援護者であることを踏まえ、老人福祉

施設等の災害時要援護者関連施設の安全を確保するため、ハード対策として砂防えん堤等を重点的に整備

※災害時要援護者とは、65歳以上の高齢者や幼児をさす。

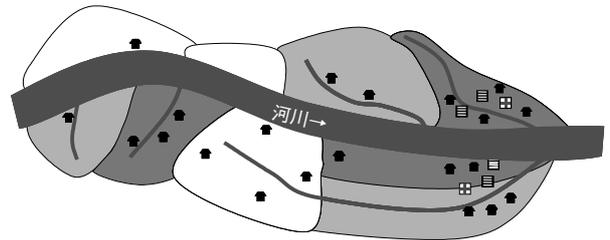
【土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設 約3,100施設 (H14) → 約4,100施設 (H19)】

#### ○戦略的な内水被害軽減対策の実施 新規

外水河川<sup>※</sup>は、破堤による被害が甚大であることや内水の受け皿となることから、これまでは、外水対策が優先され内水対策は被災箇所への対応が中心であったが、近年の集中豪雨等により、内水被害による死者の発生や避難活動への影響が懸念されており、内水対策が急務となっている。このため、内水被害の危険地域を検証し、河川管理者と地元自治体が共同してハードとソフトの対策を一体的に行うことにより、効率的・効果的な内水対策を緊急的に実施する。

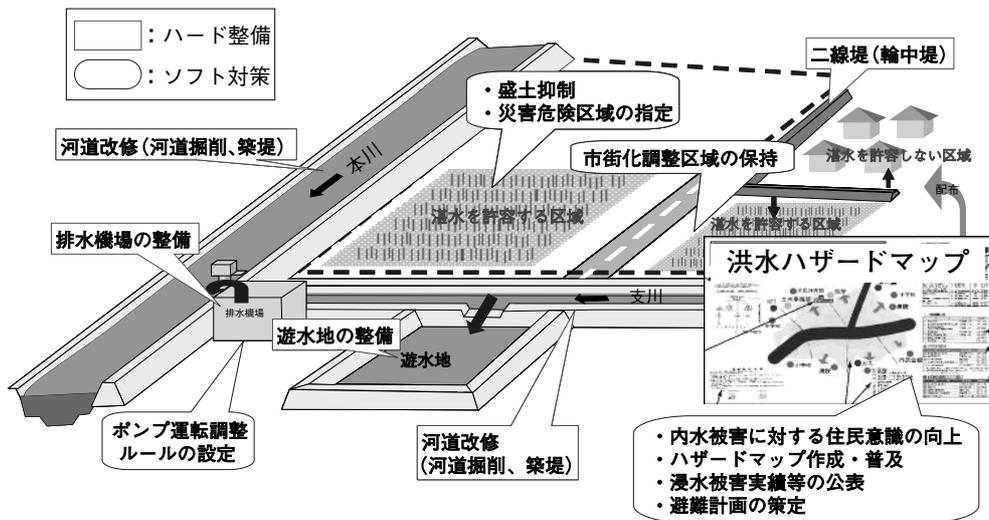
※内水河川（本川水位の上昇に伴い自然排水ができずにその流域内に湛水が生じる河川）が合流する本川

■内水被害危険度ランク図のイメージ



内水被害危険度ランクのイメージ

- ランクⅠ：最大湛水深2m程度／ほぼ毎年浸水
- ランクⅡ：最大湛水深1m程度／5年に1回程度浸水
- ランクⅢ：最大湛水深50cm以下／10年に1回程度浸水 等



## ① 内水被害危険度ランク図の作成

内水対策を実施しようとする河川管理者（外水及び内水河川の管理者）は、地形特性や降雨特性から浸水頻度や浸水深を想定して、「内水被害危険度ランク図」を作成。

## ② 緊急的に実施する地区の決定

内水被害危険度ランク図を基に、内水被害状況、避難計画や防災情報の収集・伝達体制等の地域防災力向上に関する取組状況も考慮し、内水浸水被害対策を緊急的に実施する地区を決定。

## ③ 総合内水対策計画の策定

内水対策を戦略的に行うため、国と地方が連携してハード整備とソフト対策を一体とした総合内水対策計画を策定し、おおむね5年間で内水浸水対策を実施。

- ハード整備：ポンプ、貯留施設、二線堤（輪中堤）等の整備計画
- ソフト対策：避難計画、ポンプの運転調整ルールの設定、土地利用規制等

〈総合内水対策緊急事業の創設（補助）〉 **新規**

外水対策に対して劣後であった内水対策について、人命被害や生活再建が困難となる被害が生じるおそれの高い深刻な内水被害を緊急的に軽減するため、河川管理者と地方公共団体等が共同してハード・ソフト一体となった総合内水対策計画を策定し、緊急的に内水対策を実施。

## ○地震防災対策強化地域等における緊急津波・高潮対策の推進

- 東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生に伴い津波が来襲するおそれがある重要沿岸域において、避難対策と既存施設の機能確保を概ね5年間で緊急的に実施

◇重要沿岸域において津波浸水想定区域調査を完了

◇地域中枢機能集積地区については、開口部対策を完了

- 大規模地震による津波被害の危険性が指摘されていることを受け、河川を遡上する津波による水位の上昇に伴う浸水被害に対する対策を推進

〈地震・高潮等対策河川事業の拡充（補助）〉 **新規**

津波・高潮による浸水想定区域に係る調査を追加するとともに、津波による被害が想定される指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、耐震対策を必要とする河川についての耐震対策事業等を追加。

- ゼロメートル地帯等において、堤防・護岸等の破堤防止対策を促進することにより、臨海部人口集積地等の壊滅的被害を防止

◇地震による河川堤防の沈下等による浸水被害を考慮した浸水想定区域調査を追加（拡充）

◇河川堤防等の耐震対策について

従来より実施しているゼロメートル地帯に加えて津波による被害が想定される区域を追加（拡充）

## 〈津波・高潮危機管理対策緊急事業の創設（補助）〉

**新規**

津波発生時における人命の優先的な防護の推進を目的に、ハード整備とソフト対策を一体的に実施できるように創設した「津波危機管理対策緊急事業（H17年度創設）」を高潮対策についても拡充し、「津波・高潮危機管理対策緊急事業」を創設

一連の防護区域を有する海岸において、地方が作成する津波・高潮危機管理対策緊急事業計画に基づき、5年以内に、以下の対策を総合的に推進する。

◇支援メニュー

- ① 水門の自動化・遠隔操作化等
- ② 津波防災ステーションの整備
- ③ 堤防護岸の破堤防止
- ④ 津波・高潮ハザードマップ作成支援
- ⑤ 津波情報提供施設の設置
- ⑥ 避難対策としての管理用通路の整備
- ⑦ 避難用通路の設置

※ゼロメートル地帯における高潮対策について拡充

## ○東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震に起因する土砂災害対策

東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生に備え、地震に起因する土砂災害により住宅等が被災することがないように、土砂災害対策を重点的に実施。また、新潟県中越地震や福岡県西方沖地震などの活断層に起因する地震により発生する土砂災害対策も重点的に実施。

〈住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業の改定（補助）〉 **新規**

住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業を改定し、大規模地震等の発生のおそれがある地域において、緊急輸送道路を閉塞するなど、地震時に社会的に重大な被害が起りうる住宅市街地を土砂災害から保全するために必要な砂防関係事業を実施。

## ○高潮・高波による壊滅的被害防止対策の緊急実施

これまでの海岸災害では経験のない海岸の被災を教訓として、全国緊急点検を実施した結果、この海岸と同様に人的被害を含む甚大な被害が生じるおそれのある危険地区(31km、137箇所)\*を概ね5年間で緊急的に解消すべく施設の強化・補修等を実施。

※国土交通省、農林水産省所管合計値

■観測史上最大\*1の波が来襲

	今回	全国のそれまでの既往最大
波高*2	13.55m	11.37m
観測所	室津波浪観測所 (平成16年10月観測)	御坊沖観測所 (昭和62年10月観測)

※1 全国港湾海洋波浪情報網(ノウファス)の観測史上(昭和45年~)で最大

※2 有義波高:波高の大きいものから順番に全波数の1/3を抽出し平均した値

(2) 確実に減災効果を発現するための多様な手法の導入

河川等の整備水準は年々着実に向上しているものの、未だ十分な水準は達成されていない状況下で、

災害からの安全度を早期に向上させるためには、土地利用状況や既存の施設の運用状況等も考慮し、これまでの整備手法にとらわれることなく、確実に人命・財産の安全を確保することができる防災・減災対策を徹底して採用。

○土地利用・ソフト一体型治水対策の推進

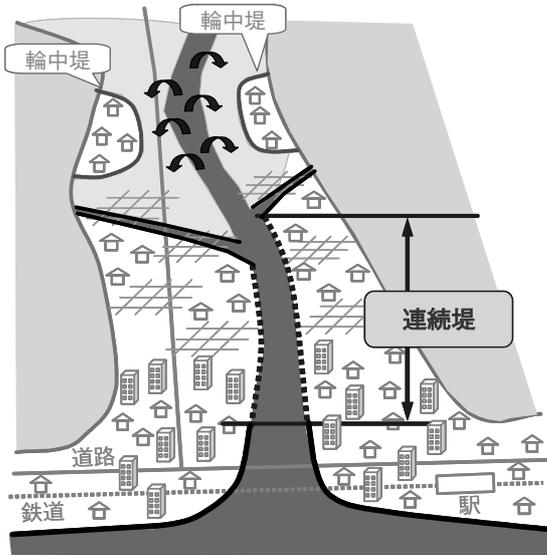
集中豪雨の頻発等を踏まえ、災害に対する安全度を確実にかつ早期に向上させるため、土地利用状況など地域の実情・意向を踏まえつつ、輪中堤や浸水防止施設等のハード整備とハザードマップ等のソフト対策を組み合わせた治水対策を推進。

〈土地利用一体型水防事業の創設(直轄・補助)〉

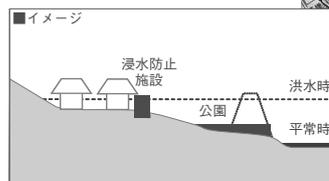
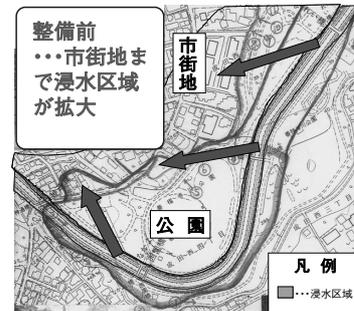
新規

中山間地域の狭隘部等の連続堤方式による河川改修が困難である地域を対象に実施してきた「水防災対策特定河川事業」について、土地利用状況等を考慮し、連続堤で整備した場合よりも効率的かつ効果的である場合には、地域を限定せず、輪中堤、宅地嵩上げ、小堤、浸水防止施設、貯留施設等の整備を推進。

◆連続した堤防の整備では長時間を要するため、まずは人命や生活への被害を緊急的に軽減する輪中堤等の整備を実施



◆都市内住宅地に浸水被害が拡大しないよう、土地利用状況を考慮しつつ、浸水拡大を防止する施設の整備を実施



○警戒避難体制整備と一体となった土砂災害対策

平成16年に、避難場所に避難している住民が土砂災害により被災した事例があったため、避難場所の総点検を実施。地形条件等により土砂災害の危険のない場所に避難場所を設定することが困難な場合は、避難場所を保全する土砂災害対策を重点的に実施。

あわせて、避難場所まで確実に到達できる安全な避難経路を関係機関と連携して集中的に整備し、また、情報通信の二重化を図るなど集落が孤立化した場合も含め地域の安全を確保。

〈砂防関係事業\*の採択基準改正（警戒避難体制との連携強化）〉 新規

砂防えん堤等のハード施設の新規採択にあたっては、原則として当該ハード施設整備によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等のソフト対策が実施済であることを義務付け。あわせて、保全対象に避難場所を含む土砂災害危険箇所について、保全対象が避難場所のみであっても採択できるよう砂防関係事業の採択基準を改正。

※砂防関係事業：砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策等事業

○既存施設を徹底的に有効活用した治水対策

早期に治水安全度を向上させるため既設の遊水地や調節池等の洪水調節施設等について、河川改修の進捗状況や出水状況の変化等を踏まえて操作規則の見直しや治水機能を最大限に有効活用できるよう施設改良を実施。

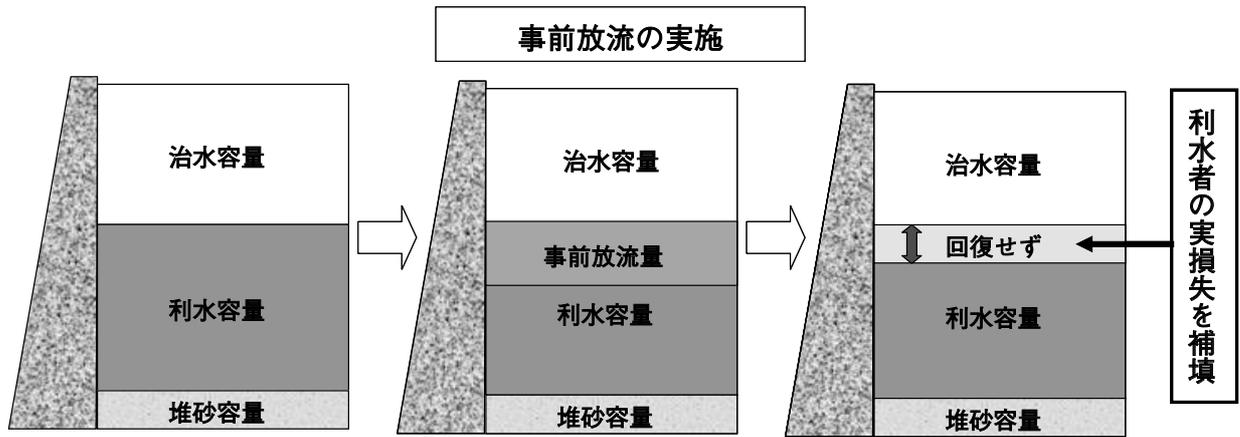
また、既設のダムにおいても、洪水による災害が発生するおそれがある場合に、利水容量の事前放流を実施。

〈洪水調節施設機能高度化事業の創設（総合流域防災事業の拡充）（補助）〉 新規

早期に治水安全度を向上させるため、既設の遊水地、調節池等の洪水調節施設等の洪水調節機能の向上を図るための施設改良を実施。

〈事前放流に伴う損失補填（直轄堰堤維持事業の拡充）（直轄）〉 新規

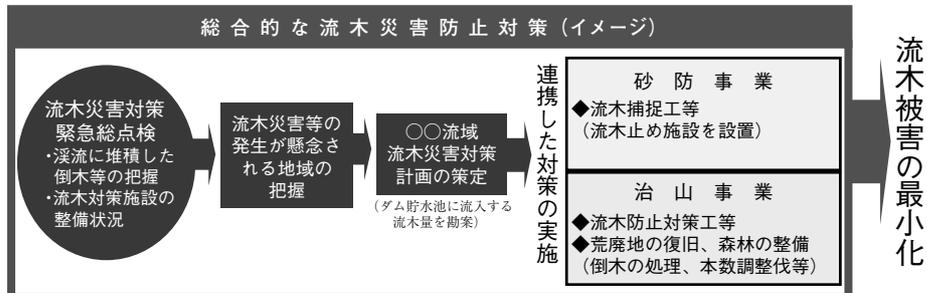
洪水が発生するおそれがある場合において、利水容量を事前放流し、その後に利水容量が回復せず利水者に実損が生じた場合、一定の基準に基づいて利水者の実損失を補填。



○総合的な流木災害防止対策の推進

土砂とともに森林等から発生した大量の流木が下流部の集落などに被害を与える事例が多発していることから、流木災害の発生が懸念される地域におい

て、上流部における危険木等の処理や下流部における流木を捕捉する施設の設置など、治山事業と砂防事業を一体的かつ集中的に実施。



**(3) 地域の防災力（自助・共助）の再生を支援するソフト体制の確立**

少子高齢化が進展し高齢者世帯が増加するに伴い、旧来型の地域コミュニティが衰退するなど地域の共助体制が弱体化。また、住民や自治体の災害経験が減少し、災害に対する危機意識も低下。このような社会的状況を踏まえ、地域の自助・共助を再生するための取組みを進めていくことが必要。

**○各種ハザードマップ整備**

平常時から防災意識の向上を図り、災害時に的確に行動できるようにするため、災害時における被害の状況と避難方法等の情報を住民に分かりやすく提供することを目的とした洪水・土砂災害・津波等のハザードマップを作成・公表。

- 洪水ハザードマップについては、平成21年度末までに全国約1,800の市町村（平成17年4月1日時点）で作成・公表予定
- 土砂災害ハザードマップについては、土砂災害警戒区域の指定に合わせて、平成21年度末までに、過去5年間に大規模な災害を受けた箇所や災害時要援護者施設を含む箇所全国約6,000箇所で作成・公表予定
- 津波ハザードマップについては、平成21年度末までに重要沿岸域の全ての市町村である402市町村（平成16年8月調査時点）で作成・公表予定

**○地域防災情報ネットの構築**

平成16年の豪雨災害等においては、避難勧告の発令等の遅れがあったほか、発令されても避難しない住民が多数に上った。このため、市町村の避難勧告等の発令の判断や個人の避難行動の判断に資する画像情報等の分かりやすい防災情報を収集・伝達するための情報機器を緊急的に整備し、情報提供するとともに、光ファイバ網を市町村等と接続し、双方向で確実に防災情報を伝達・収集する体制を構築する。

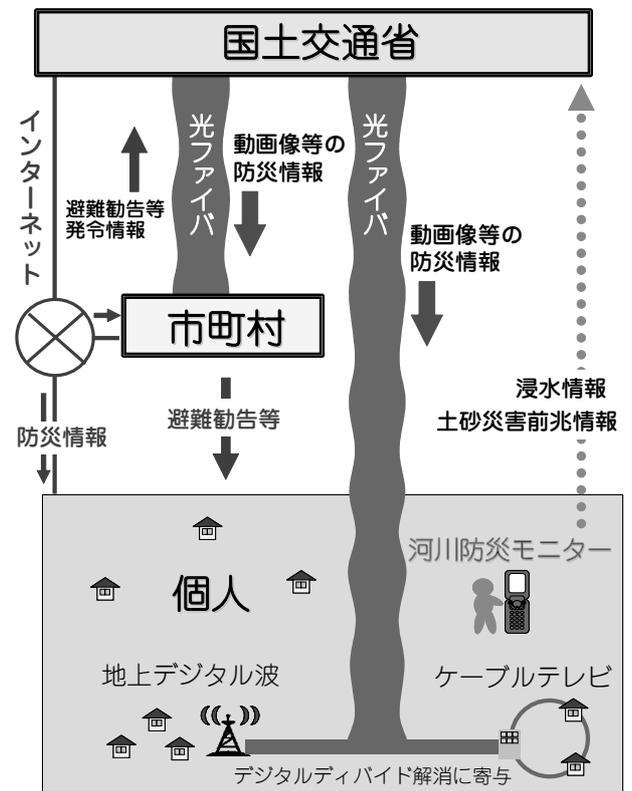
〈自ら判断できるわかりやすい情報の提供〉

- 市町村毎にカスタマイズした水位・雨量予測情報、洪水予警報等をH18年度から全ての市町村を対象に提供
- 災害の危険を実感できる画像情報や、水位縦断面図、浸水状況図、土砂災害警戒情報等の提供情報のビジュアル化

- 5年間で約900の中小河川において10分間隔での洪水予測を実施
- 地域や個人が土砂災害に適切に対応できるよう、土砂災害警戒区域等の指定を拡大（(H16) 約3,500箇所→(H18) 約3万箇所）
- 市街地に実績浸水深等を表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を設置

〈情報の確実な伝達・収集〉

- 災害時においても輻輳しない国土交通省光ファイバを市町村等と接続し災害情報を直接提供（約230市町村(H17)→約400市町村(H18)）
- 個人・市町村へ防災情報をインターネット、地上デジタル放送、ケーブルテレビ等の多様な手段で提供するとともにカーナビ（VICS）等を活用し道路利用者に水害・土砂災害・津波情報を提供
- 市町村の的確な判断を支える判断・伝達マニュアルの作成等を支援
- 河川防災モニター制度により流域の浸水情報、土砂災害前兆情報を収集
- 市町村及び国土交通省の震度データを光ファイバ等を活用して気象庁へ配信



- 5年間で約900の中小河川において10分間隔での洪水予測を実施
- 地域や個人が土砂災害に適切に対応できるよう、土砂災害警戒区域等の指定を拡大（(H16) 約3,500箇所→(H18) 約3万箇所）
- 市街地に実績浸水深等を表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を設置

#### (4) 広域的な危機管理体制の構築

地域において豪雨や地震などに起因する激甚な災害が発生した場合には、広域的かつ甚大な被災による制約の中、被災地では多岐にわたる現地ニーズに対応する緊急オペレーションが重要。その際、単なる応援ではなく統一的な指揮・命令系統での危機管理体制が必要。このため、大規模な災害が発生した場合でも復旧等のための行動を円滑に行えるよう、そのために必要な資機材や人員等の広域的な配備・提供・支援の体制づくりを行う。

- 災害時の排水ポンプ車等災害対策機械や人員の広域的な配備計画、行動計画を策定し、広域的な支援体制を緊急的に確立
- 配備計画にしたがって排水ポンプ車等災害対策機械を配備
- 緊急時の情報収集体制の整備
- 水害の状況等からみて当該市町村の水防団のみでは十分な水防活動がなされないおそれがある場合に備えて近隣の市町村の水防団等が支援する体制を構築

#### (5) かわまちづくりの推進

人々が親しみ誇れる都市に再生するため、川や水辺の持つ多様な機能（景観形成、人々が集い楽しむ空間、身近な自然、地域の個性・魅力の発揮等）を発揮させることが重要。このため河川空間のハード・ソフトにわたる構造改革を展開。

##### ① 「川の森」づくり

都市の水と緑のネットワークを構築するため、川沿いに植樹できる場所については、徹底的に植樹を実施する。都市においては木を植えるための植樹に関する基準類を新たに整備する。自治体と河川管理者が全川にわたり、植樹の可能性のチェックを行い、植樹計画を策定して川の森づくりを計画的・戦略的に推進

##### ② 都市の川を活用した賑わいの創出

川の賑わいを創出するため、既存の枠にとらわれない川と一体となったデザイン・活動を募集する提案制度を創設。市民団体、商店街等の提案の具体化検討を行う制度を創設し、舟運の復活など賑わいを創出する提案を社会実験として実施し、地域社会と河川の協力体制のもとで利活用を推進

##### ③ 清澄な水が豊かに流れる川の復活

地下構造物への浸出水等の未利用水源からの導水や、適切な水資源配分の考え方のもとで環境改善を目的とした河川からの導水を実施。必要な水量・水質が確保された「まちの清流」を再生

##### ④ 地域の風土・文化に触れるかわづくり

近年の国民の余暇の過ごし方や観光客の嗜好の変化にあわせ、川の価値を高めるため、川に関する歴史・文化・自然等に関する情報の蓄積・発信を行うとともに、連続したフットパスの整備やNPO等と連携したりバーガイドシステムの創設を実施

##### ⑤ 全国的な地域ぐるみの活動の醸成

市民団体、自治体、企業、学識経験者等による「かわまちづくり推進会議」（仮称）を設置し、全国大会開催、優秀事例の表彰、研修実施等によるかわまちづくりの全国的な地域ぐるみの活動を醸成

#### (6) エコロジカルネットワークの再生

河川と流域の水路、池、沼、田んぼ等の水域の連続性を確保し、水域のエコロジカルネットワークを構築することにより、河川と流域との間を行き来して生活する魚類等の水生生物の生息・生育環境を回復するとともに、地域の生態系を再生。

- 河川管理者、地域住民、NPO、土地改良区等の関係者からなる地域協議会を設置し、地域協議会がエコネット再生計画を策定
- エコネット再生計画に基づき、関係者が連携して以下の対策を実施
- 魚道や切り欠きの設置等による河川・水路・田んぼ等の間の落差の解消。
- 瀬・淵やワンドの再生、高水敷切り下げによる湿地環境の再生等の河川や水路の再自然化
- 休耕田等を活用した「たまり」の整備等
- 再生計画の策定、再生事業の実施等の各段階において、必要に応じ専門家を派遣し、再生地区の取り組みを支援

#### (7) その他の取り組み

##### ○沖ノ鳥島の管理・保全の充実と利活用策の検討

わが国最南端の島である沖ノ鳥島は、約40万平方キロメートルの排他的経済水域を有する極めて重要な島であり、国が直轄管理を実施。同島については、国土保全・利活用の観点から、その保全について十

全な措置を取ること、また、同島を積極的に利活用しその実績を積み重ねることが極めて重要である。また、周辺海域における我が国の国際法上の権利の基礎であり、同島の保全是国土保全上極めて重要であることから、その保全是最優先に行うとともに、その前提の上に、可能な利活用を考えていくことが必要。

[管理・保全の充実]

設置後十数年が経過し、老朽化している海岸保全施設について、引き続き適切な維持管理を行うとともに、沖ノ鳥島を形成する珊瑚の増殖による島の保全方策について検討。

[利活用策の検討]

同島の保全及び利活用の基盤となる電力及び水等の確保方策（海洋温度差発電等）について、必要な施設整備について引き続き検討。

○住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業の改定（補助）

新規

住宅・宅地の新規供給が見込まれる土地の創出を目的としてきた本事業を見直し、新たに、中心市街地等において、快適な居住環境を創出し、良好な住宅・宅地の整備・保全を図ること又は大規模地震等の発生による既存住宅・宅地に著しい被害が生じるおそれのある地域における住宅・建築物の保全を図ることを目的とする事業に改定。

① 中心市街地等における良好な居住環境の創出支援型

中心市街地活性化計画等の対象地域において治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ、快適な居住環境の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川における改良工事を実施。

② 住宅・建築物の耐震改修支援型（再掲）

4. 予算編成時における新規採択箇所

○木曾川水系連絡導水路事業

次の目的のため、直轄河川総合開発事業である木曾川水系連絡導水路の実施計画調査に新規着手する。

- ・異常渇水時において愛知県等における渇水被害を軽減するため、徳山ダムの渇水対策容量に貯留した水を揖斐川から木曾川及び長良川に最大20m<sup>3</sup>/s導水する。

- ・愛知県及び名古屋市において水道用水等を確保するため、徳山ダムで開発した水道用水等4.0m<sup>3</sup>/sを揖斐川から木曾川に導水する。

○事業概要

1) 位置

呑口：岐阜県揖斐郡揖斐川町

吐口：岐阜県加茂郡坂祝町

2) 河川名

呑口：木曾川水系揖斐川

吐口：木曾川水系木曾川

3) 導水路延長：約44km

4) 総事業費：約900億円

○鹿野川ダム改造事業

肱川流域の洪水被害を軽減するとともに、豊かで自然な流れを回復するため、既設鹿野川ダム（肱川水系肱川）の改造を行うとともに、発電容量を振り替え、洪水調節容量の増強、環境（不特定）容量の新設を行うことを目的とした直轄河川総合開発事業である鹿野川ダム改造事業に新規着手する。

○事業概要

1) 位置

愛媛県大洲市肱川町山鳥坂

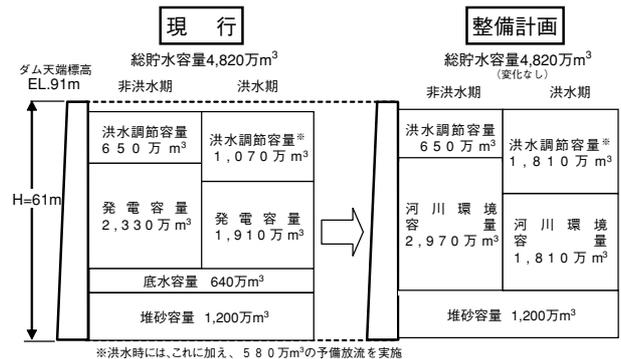
2) 河川名

肱川水系肱川

3) 改造事業内容

- ・貯水池容量振り替えによる洪水調節用量の増強
- ・環境（不特定）容量の新設
- ・トンネル洪水吐きの新設
- ・利水放流施設の増強
- ・選択取水設備の設置 等

4) 総事業費：約420億円



○芋川地区直轄地すべり対策事業（新潟県長岡市、小千谷市、魚沼市、川口町）

新潟県中越地震により芋川流域においては、大規模な河道閉塞を含む約1,800箇所を超える斜面崩壊が発生し、激甚な被害が発生した。また、昨年は中越地方で19年ぶりの豪雪となり、その後の融雪出水等によって流域の荒廃が進んだ。このため、直轄地すべり対策事業により、当該流域における集中的かつ迅速な対策を講じようとするものである。

今後、地下水排除工等の抑制工及び地すべりの滑動力に抵抗する抑止工を施工することとし、平成18年度は、調査設計を進めるとともに、集水井、排水ボーリング等の工事を行う。

5. 効率的・効果的な事業の実施

○維持管理基準の策定

平成16年は破堤などの甚大な被害が発生したが、近年の集中豪雨の頻発や地域の防災力の低下、水防体制の脆弱化等が進行する中で、治水機能維持のための河川管理の重要性が再認識されている。しかしながら、今までは、河川管理の内容について特段の

基準を定めず個々の河川毎に経験的に必要と考えた管理を実施してきたところであり、結果として本来必要な河川管理の内容に対して不足や無駄があった可能性がある。

このため、具体的な維持管理基準を定め、これに基づく河川管理を徹底して実施し、治水施設の機能維持により、災害の軽減を図る必要がある。

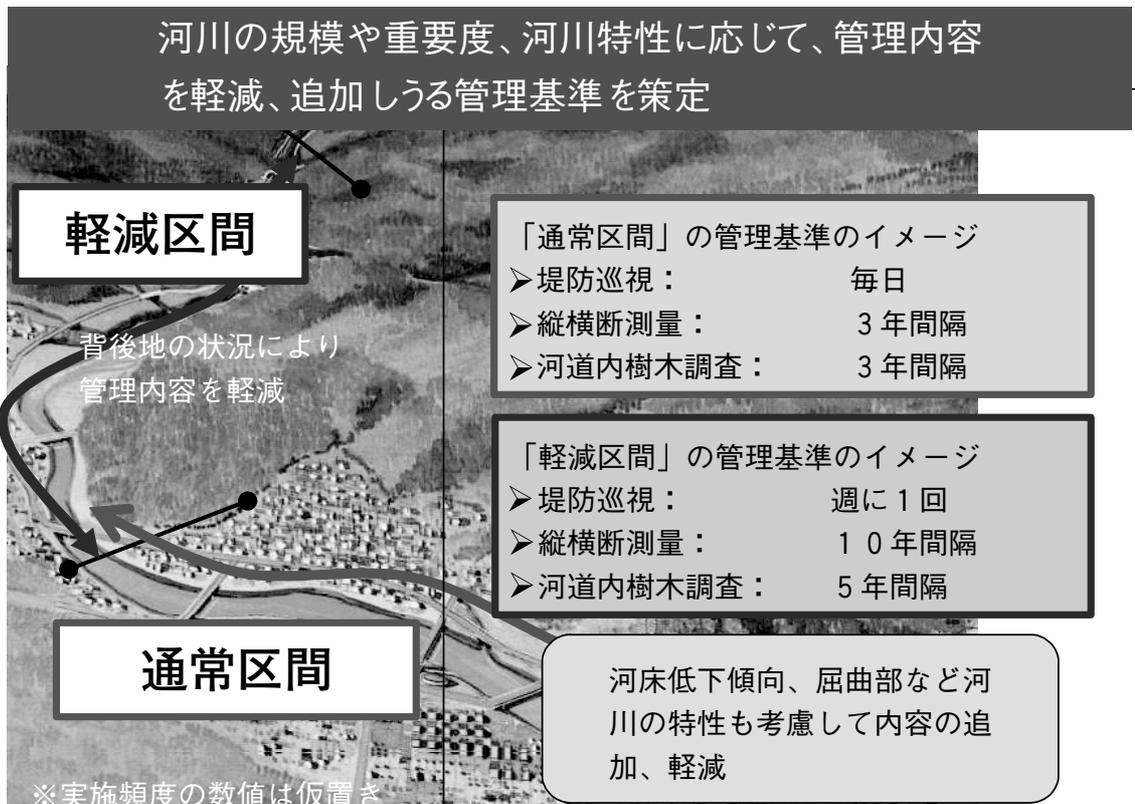
① 維持管理基準の策定

治水施設の機能維持により、災害の軽減を図るため、河川の規模や重要度、河川特性に応じて、最低限必要とされる管理項目やその頻度等の基準化を図る（平成17年度）とともに、基準に基づく維持管理の徹底を図るため、河川砂防技術基準（維持管理編）の改定を図る（平成18年度）。

② 河川ごとの河川管理方針、計画の策定

各河川の特性を踏まえた的確な管理を行っていくため、維持管理基準に基づき、河川毎に河川管理方針と計画を策定。（例えば河床上昇傾向の河川では河床の状況の監視を徹底（方針）、毎年横断測量を実施、出水後には堆積土砂調査を実施（計画））

具体的な管理基準のイメージ



③ 河川管理業務の一部のNPO等への委託の推進

委託可能な管理業務を明らかにし、これらについてNPO等への委託を推進。

○耐久性・効率性等を重視した施設・部材の整備・管理基準の充実

ポンプ、ゲートなどの施設は、従来時間管理型(耐用年数管理)であるが、これら施設や部材等について、設置環境や施設の種類の種類、重要度に応じた、必要な機能、耐久性、品質について基準化し、これらの健全性に基づいた管理を行いライフサイクルコストの低減を行う。また注文生産型であり、部品の欠品等の問題により更新、維持修繕に支障があるため、部材の規格の標準化を行う。

① 設置環境や施設の種類の種類、重要度に応じた評価の実施

施設や構造物を構成する部材等の必要な機能、耐久性、品質等の観点から以下の新たな評価軸を設定

- [1] 重要な部材は信頼度を高く設定

[2] 損傷しても重大な機能の低下につながらない部材はある程度の損傷を許容する 等

② 健全度評価基準の設定と「修繕カルテ」の作成

所要の安全度を確保しつつライフサイクルコストを低減するため、以下を実施

[1] 施設や部材の健全度を測る「ものさし」としての機能維持や老朽化等の基準による評価を行い、維持更新の優先度やスペック(耐久性、品質等)を基準化する「健全度管理型」の管理

[2] 効率的な整備、管理のため「修繕カルテ」の作成 等

③ 部材の規格の標準化

更新コストを低減するため、部材の規格の標準化を導入。部材の標準規格については、標準設計図書に位置づけ、展開を図るとともに、これを標準部材として汎用性の確立、コスト縮減を図る。

○コスト構造改革の推進

「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」

<コスト構造改革への取り組み事例>

区分	事例	総合コスト削減効果						
事業の重点化・集中化	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川、砂防、海岸事業において、事業期間、区間を設定、公表し、重点投資を行う短期集中型事業の導入により治水効果の早期発現を図る。</li> </ul>	(モデルケースによる試算例) <ul style="list-style-type: none"> <li>従来10年間の工期を要する放水路事業に対し、5年間の工期短縮により約7億円のコスト削減効果。</li> <li>※事業便益の早期発現効果を費用便益分析に基づくB/Cで除することにより、コスト削減額に換算。(公共事業コスト構造改革フォローアップ実施要領による)</li> </ul>						
計画・設計の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム事業における掘削法面の保護対策であるコンクリート吹き付け法砕工に対し、同等の安定が図れる合理化施工法(簡易法砕工)を採用しコスト削減を図る。</li> <li>排水機場のポンプ形式の変更、天井クレーンの廃止、排水機場の上屋構造の省スペース化などによりコスト削減を図る。</li> <li>砂防ソイルセメントを用いた工法の採用により、建設発生土の有効活用が可能となり、環境への負荷軽減、施工の合理化による建設コストの削減等を図る。</li> <li>人工リーフの技術的な指針について、性能規定の考え方を取り入れた見直しを行うことにより、コスト削減を図るとともに、既設の消波ブロック等のリサイクルを推進し、景観的にも良好な海岸づくりを推進する。</li> </ul>	(モデルケースによる試算例) <ul style="list-style-type: none"> <li>簡易法砕工の採用により掘削法面工事費 約61億円→約34億円 (約44%コスト削減)</li> <li>(モデルケースによる試算例)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>トータルコストで約52億円→約46億円 (約12%コスト削減)</li> </ul> </li> <li>(モデルケースによる試算例)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>砂防ソイルセメントを用いることにより、約286百万円→約239百万円 (約16%コスト削減)</li> </ul> </li> <li>(モデルケースによる試算例)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>不透過ブロックで全面を覆い施工されていた人工リーフについて、陸側を不透過ブロックに代えて、他で不要となった消波ブロックをリサイクルすることにより、                                     <table border="0"> <tr> <td>従来構造</td> <td>1基あたり</td> <td>約7.6億円</td> </tr> <tr> <td>→見直し後の構造</td> <td>1基あたり</td> <td>約5.9億円</td> </tr> </table>                                     (約20%コスト削減)                                 </li> </ul> </li> </ul>	従来構造	1基あたり	約7.6億円	→見直し後の構造	1基あたり	約5.9億円
従来構造	1基あたり	約7.6億円						
→見直し後の構造	1基あたり	約5.9億円						

に基づき、事業のスピードアップ、設計・調達の最適化をポイントとした公共事業のすべてのプロセスを例外なく見直す「コスト構造改革」に取り組んでおり、事業のスピードアップによる事業便益の早期発現や将来の維持管理費の縮減等、総合的なコスト縮減をより一層推進し、平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減率を達成することを目標とする。

#### ○ダム事業に係る改革

ダム事業に関しては、納税者及び利水者のコスト意識の高まり、国民の環境に対する意識の高まり、国・地方の財政状況の悪化、水需要の伸びの鈍化等の社会経済情勢の変化等に伴う要請に積極的に応えるべく、事業マネジメントの徹底・透明性の確保、より効率的な予算執行、コスト縮減の新たな取り組み、環境への配慮、既存ダムの活用等の取り組みを通じて、ダム事業改革を推進する。

#### ・利水容量を活用した治水対策の推進（再掲）

（事前放流に伴う損失補填の実施）新規

洪水が発生するおそれがある場合において、利水容量を事前放流し、その後に利水容量が回復せず利水者に実損が生じた場合、一定の基準に基づいて利水者の実損失を補填。

#### ・ダム再編の推進

①洪水調節効果の高い地点のダムへの洪水調節容量の振り替えによる水系全体の治水機能の向上、②利水効率の向上による水利用の安定化、③既存ダムの有効活用等による事業費の大幅な縮減等を目的としたダム間の容量振替を推進する。

【利根川上流ダム群再編事業 等】

#### ・既存ダムの有効活用の推進

既存ダムの活用により、洪水調節効果の増強による洪水リスクの軽減、水量回復による河川環境の改善など治水機能等を向上。

【鹿野川ダム改造事業新規 等】

#### ・事業マネジメントの徹底による工程・コスト管理の高度化

○全国の直轄及び水機構のダムで工程・コストを統合管理するシステムの運用を開始

- ・共通PMツールを通じて、工程やコストに関する情報を本省一整備局一事務所が共有し、工程・コスト管理を徹底
- ・年度途中におけるコスト縮減や追加ニーズ等の状況を的確に把握
- ・上記を踏まえ、ダム間流用を適宜行うなど、

効率的な予算執行を実施

#### ・計画・設計・施工等あらゆる段階でのコスト縮減

○平成17年度から直轄及び水機構ダムでコスト縮減マネジメントシステムの運用を開始

- ・約1,000件のコスト縮減事例を収集分類したデータベースを構築（H17実施済）
- ・データベース化により、キーワード等を用いてコスト縮減事例を検索し、それらの事例を参考にした新たなコスト縮減の取り組みが可能に

○ダム事業におけるコスト構造改革を推進するため、原則全ての本体発注工事で新たな入札契約方式の検討 等

○コスト縮減額等は、ダム間流用の弾力的実施などにより、ダム事業全体で有効に活用

## 6. 政策評価及び個別公共事業の評価

平成14年4月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（行政評価法）が施行され、法律上の明確な枠組みに基づいて政策評価を実施。また、同法に基づき、国土交通省政策評価基本計画を策定し、

### ① 政策アセスメント（事前評価）

新規施策について、必要性・効率性・有効性を厳しくチェックした上で施策を企画立案

### ② 政策チェックアップ（業績測定）

国民の目から見てより分かりやすいものとなるよう、成果（アウトカム）で政策を評価

### ③ 政策レビュー（プログラム評価）

国民の関心の高いテーマ等を選定し、政策の見直し、改善につながる総合的な分析・評価を実施

の3つの評価によるマネジメントサイクルを確立。

また、個別公共事業について、新規事業採択時評価、再評価、事後評価を実施。

### ① 政策アセスメント（事前評価）の概要

新規・拡充施策等について、必要性・効率性・有効性の観点から厳しくチェックし、真に必要な施策を企画立案。例えば必要性の観点からは、目標と現状の乖離の把握や、その原因分析・課題の特定を行い、具体的施策を提案。

### ② 政策チェックアップ（業績測定）の概要

毎年度末を目途に、事業実施により国民等にどのような効果をもたらされるのかをできるだけ直接的に表す業績指標（アウトカム指標）の測定を行い、指標と施策に関わる現状を分析することにより、成

### 政策目標：水害等による被害の軽減

#### 施策の概要

##### 必要性：

諸外国と比較して厳しい我が国の国土条件や社会条件において、水害被害の軽減を図り、安全で安心できる社会活動を支える必要がある。

指標：洪水による氾濫から守られる区域の割合

主な施策：河川整備、ダム等洪水調節施設の整備、砂防設備の整備

初期値	実績値	目標値
約58% (57.8%)	約59% (59.1%)	約62% (61.7%)

指標：土砂災害から保全される戸数

主な施策：砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備

初期値	実績値	目標値
約120万戸	約127万戸	約140万戸

#### 主な課題

河川、ダム、砂防設備等の整備には計画から完成まで長時間を要することが多いため、施設整備途上においてハード・ソフト一体となった減災体制の緊急的な整備が必要である。

また計画規模を上回る洪水等による災害に対する体制整備が必要である。

#### 現状分析

○洪水による氾濫から守られる区域の割合  
H16の実績値は59.1%と目標達成に向けて概ね順調に推移している。

○土砂災害から保全される戸数  
H16の実績値は約127万戸であり、目標達成に向けて概ね順調に推移している。

#### 今後の取組み

○できるだけ早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るため、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。

○本体工事中のダムや水害が頻発している地域での河川改修に重点的・集中的な投資を行うとともに、箇所数を厳密に管理し、計画的・効率的な施設整備を図る

○下水道事業と河川事業の連携による浸水対策を重点的に推進し、床上浸水が慢性化している地区における抜本的な浸水解消を図る。

【政策チェックアップの例】

果の進捗状況、課題や今後の方向性等を評価し、その結果を予算等に反映。

#### ③ 政策レビュー（プログラム評価）の概要

既存施策について、国民の関心の高さ、政策課題としての重要度等の観点からテーマを選定。第三者から助言等を求めながら、総合的に掘り下げた分析・評価を実施し、今後の政策の見直し、改善につなげる。

○政策レビュー河川局関係テーマ ※（ ）内はとりまとめ予定年度

- ・バリアフリー社会の形成（H17）
- ・プレジャーボートの利用改善（H17）
- ・国土交通行政におけるテロ対策の総合点検（H17）
- ・行政行動の改革（H18）
- ・直轄工事のゼロエミッション対策（H18）

#### ④ 個別公共事業の評価

河川局所管事業について新規事業採択時評価や再評価等を実施し、公共事業の効率的な執行及び事業

実施における客観性・透明性を確保。

#### (1) 新規事業採択時評価

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について新規事業採択時評価を実施。

- ① 事業費を新たに予算化しようとする事業
- ② ダム事業の実施計画調査費を新たに予算化しようとする事業

#### (2) 再評価

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について再評価を実施。

- ① 事業採択後一定期間（5年間）が経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後長期間（10年間）が経過した時点で継続中の事業
- ③ 準備・計画段階で一定期間（5年間）が経過している事業
- ④ 再評価実施後一定期間（5又は10年間）が経

過している事業

- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

(3) 事後評価

「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に基づき、平成15年度より本格実施。

(4) 評価結果の公表

原則として、年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後、評価結果等についてインターネット等を通じて公表。ただし、個別箇所です算内示を

される事業（ダム事業等）については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表。

（詳細については、<http://www.mlit.go.jp/river/gaiyou/seisakundex.html> 参照）

なお、上記(1)～(2)に係る評価に当たっては、費用対効果分析を含む総合的な評価を行い、費用便益分析については、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき実施。

※事業の評価結果等

I. 新規事業採択時評価

【ダム事業】（直轄）

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B/C
		総便益 (億円)	便益の主な根拠		
木曾川水系連絡導水路 中部地方整備局	900	1,223	木曾川水系に同等の貯水容量を確保した場合の費用	943	1.3
鹿野川ダム改造事業 四国地方整備局	420	703	浸水戸数：約8,000戸 浸水面積：約1,600ha	400	1.8

【砂防事業等】

(地すべり対策事業（直轄）)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B/C
		総便益 (億円)	便益の主な根拠		
直轄地すべり対策事業（芋川地区） 北陸地方整備局	183	240	保全人家戸数 249戸 想定被害面積 761ha	183	1.3

II. 再評価

事業区分	再評価実施箇所数						再評価結果				
	5年 未着工	10年 継続中	準備計 画5年	再々 評価	その他	計	継続		中止	評 価 手続中	
							うち継続見直し				
ダム事業	直轄・機構事業	1	0	0	2	1	4	4	0	0	0
	補助事業等	0	0	0	8	5	13	8	1	1	4
	合計	1	0	0	10	6	17	12	1	1	4

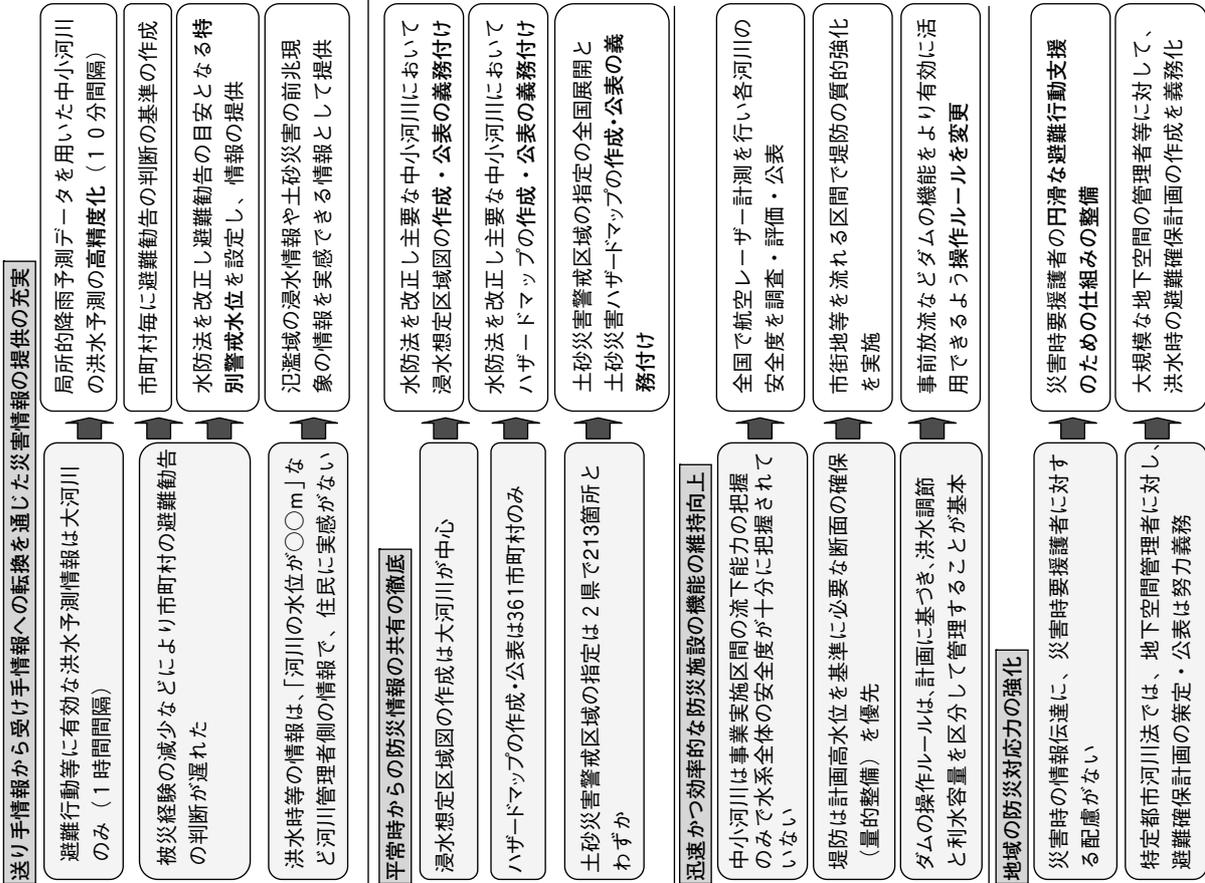
7. 新たな行政課題に対する調査検討（行政部費）

- 渇水調整方策検討
- 都市部における洪水はん濫流の挙動解析等検討
- 河川における特定外来生物等対応技術検討

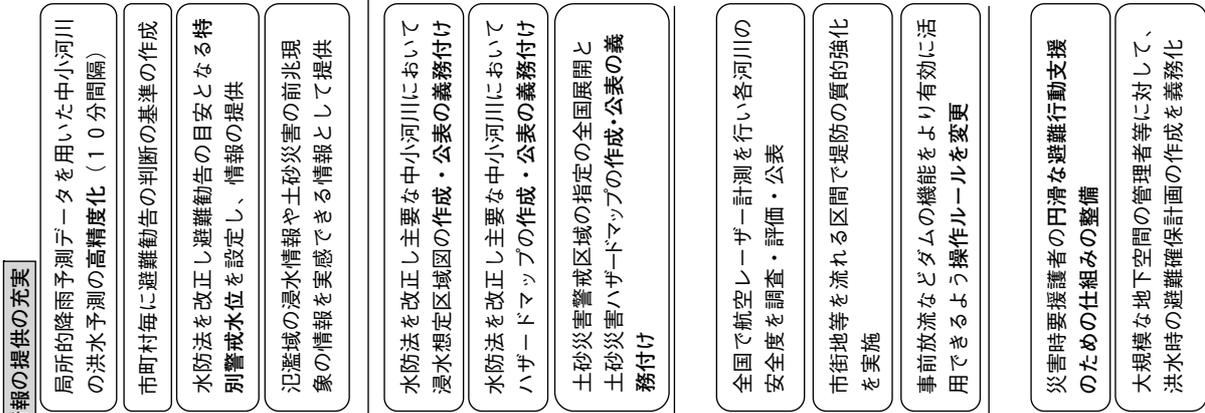
- 河川における垂鉛対策等に関する検討
- 洪水予測システムの精度向上に関する調査
- 首都直下地震交通対策プラン調査検討

8. 豪雨災害対策緊急アクションプラン（平成16年12月10日）の実施状況

現状と課題



改善策



平成17年度末の実施見込み



改善目標等



## 2. 河川総合開発事業

区 分	継 続	新 規 等	計	
直 轄	多目的ダム建設事業 建設工事	34事業 (利根川・八ッ場ダム等)	34事業	
	実施計画調査	6事業 (子吉川・鳥海ダム等)	6事業	
	河川総合開発事業 建設工事	4事業 (木曾川・横山ダム再開発等)	1事業 (肱川・鹿野川ダム改造)	5事業
	実施計画調査	5事業 (天竜川・天竜川ダム再編等)	1事業 (木曾川・木曾川水系連絡導水路)	6事業
	流況調整河川事業 建設工事	2事業 (利根川・那珂川・霞ヶ浦導水等)		2事業
独 法	水資源開発事業 建設工事	8事業 (木曾川・徳山ダム等)	8事業	
補 助	多目的ダム建設事業 建設工事	53事業 (安威川・安威川ダム等)	53事業	
	実施計画調査	4事業 (村松川・村松ダム等)	4事業	
	治水ダム建設事業 建設工事	22事業 (巨瀬川・藤波ダム等)	22事業	
	実施計画調査	5事業 (最上小国川・最上小国川ダム等)	5事業	
合 計	143事業	2事業	145事業	

※補助事業の継続箇所数には、予算計上見送り事業として多目的ダム建設事業11事業、治水ダム建設事業3事業を含む。

## 【参考:平成18年度完成予定ダム】

直 轄 ダ ム：忠別ダム（北海道）、灰塚ダム（広島県）	計 2 事業
補助多目的ダム：鷹生ダム（岩手県）、琴川ダム（山梨県）、中木庭ダム（佐賀県） 笛吹ダム（長崎県）	計 4 事業
補助治水ダム：益田川ダム（島根県）	計 1 事業

## 機関紙“治水”3月号休刊のお知らせ

機関紙“治水”3月号は、都合により休刊といたします。ご了承願います。